

増田裕一 委員

時間も限られておりますので、私からは、耐震改修の促進計画と阿佐ヶ谷駅周辺の浸水対策事業について、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、耐震改修促進計画につきまして、拡充内容の木造住宅等に「耐震化支援に住宅以外を加える。」というふうに記載がございます。これは具体的に何を指しているのでしょうか。

建築課長

これまででは戸建ての住宅とかマンション等の助成が主体だったんですが、どうしても住商併用といいますか、商店でそこにお住まいになっている方で、店の面積が大きいと耐震の対象にならなかつたりしていたことがございましたので、そういったものを含めて広く対象になるようにしていこうということでございます。

増田裕一 委員

これは商店とかも含むということなんですけれども、例えば町会・自治会会館とか、そこら辺も含まれるんでしょうか。

建築課長

拡充の考え方で、基本的には区内のすべての建築物ということで、古い建物で耐震性に課題があるとすれば、そういったものを対象に含めていきたいというふうに考えてございます。

増田裕一 委員

それと、木造住宅なんですが、耐震改修の助成限度額の条件のところ、lw値1.0未満の改修については50万円、lw値1.0以上のものに関しましては100万円ということで、ほどほどのものに関しましては現行のままである、より強化したものの改修については、より助成しますよと、そういう認識でよろしいんでしょうか。

建築課長

ただいま委員ご指摘のとおりでございます。

増田裕一 委員

では、現状、今改修事業でございますよね。これの中で、助成金を使って改修しているものの中で、ほどほどにしているものと、実際問題1.0以上にされているもの、これらの割合はどんなものなんですか。一律すべて1.0以上のものになっているのか、それともほどほどのものも結構割合があるのかどうか。

建築課長

つぶさに分析したことはないんですが、感覚的にいいますと、どちらかといえば、1.0に満たない、ほどほどのもののほうが少し多いということでございます。

増田裕一 委員

ということは、今回は、やはりほどほどばかりではなくて、より頑丈なものにしていきたいと、そういう方向性を持っておるといっていいんでしょうか。

建築課長

やはり大地震に対して持ちこたえられる、倒壊しないということで考えていますので、できるだけそういった基準に合うようにと。ただ、ほどほどにつきましても、精密診断を行ったものを助成してございますので、確かに耐震性が上がるなというような判断はしてございます。

増田裕一 委員

精密診断というものがお話の中に出てまいりましたので、ちょっと方向性を変えて伺いたいんですけれども、精密診断というのは、改築というか、改修することが前提ですよ。実際問題、簡易診断から一足飛びで改修に結びついた事例というのはあるんでしょうか。

建築課長

簡易診断で安全であるということが確かめられた例というのはいろいろありますけれども、簡易診断をやって、さらにどの程度補強するかとか、そういったことも関係してきますので、さらに精密診断をやる必要があるというような診断結果になるということでございまして、ほとんど精密診断に行くということでございます。

増田裕一 委員

これ、何で伺うかと申しますと、精密診断をできる事業者というのはたしか10社ぐらいしかないんですよ。ですので、そういった意味で、簡易診断をやる事業者さんがいて、最終的には精密診断できる事業者さんが10社。そっこのほうに引き渡しというか、バトンを渡すことになると思うんですけれども、ここら辺、精密診断が10社のみしかできないということに関して、区としては、より多くの精密診断をできる事業者さんがあったほうがいいと思うんですけれども、そこら辺どのようにお考えでしょうか。

建築課長

精密診断というのは、資格を持っている方で、その能力があればできるわけですが、今、多分木造のことでご質問かなと思っておりますけれども、木造について、確かに10社というか、10人ほどの精密診断ができる人ということで登録してやってもらっているわけですが、その診断士を増やす努力は、常に研修等もしていただいて、増やす努力もしてございません。

増田裕一 委員

では、阿佐ヶ谷駅周辺の浸水対策事業について、1点だけお尋ねしたいんですけれども、こちらのいただいた資料、案内図ということで、工事区間があるんですけども、北側の地域はピンク色と赤色のしましまになっていますよね。これは、今回工事発注区間ということで、この工事というのは一体的にやるんですよ。よろしいでしょうか。

建設課長

委員ご指摘のとおり、今回の工事は一体的な工事でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、ピンク色の部分も含めて全体ができる完成の予定が24年度末ということで、今回この赤い部分は、請負業者が請け負った1期の工事といいますが、当初の工事ということでご理解いただきたいと思えます。

増田裕一 委員

ということは、事業者も恐らく、2期目に関しましても、この北側の区間に関しましても引き続きやられるという認識でよろしいんでしょうか。

建設課長

ちょっと私のほうから何とも言えませんけれども、一般的には、立て坑を掘ってシールドで掘ってまいりますので、そこからまた別の業者が請け負うということはなかなか難しいか

なというふうに考えてございます。